

(重要事項説明書別表)

介護保険料金表

研真会訪問看護ステーション上の山 介護保険利用料金一覧表

当事業所の（介護予防）指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供（介護保険適応分）につきまして、ご利用者様に負担していただく料金は、原則として基本料金の介護負担割合分です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分につきましては、全額自己負担となります。

基本料金

※以下の金額は、介護保険利用時の利用者負担である1割の負担金額を示しています。

【 保健師、看護師が行う訪問看護 】

訪問看護 I 1	20分未満	1回	314円
訪問看護 I 2	20分以上30分未満の訪問	1回	471円
訪問看護 I 3	30分以上60分未満の訪問	1回	823円
訪問看護 I 4	60分以上90分未満の訪問	1回	1,128円

【 准看護師が行う訪問看護 】

訪問看護 I 1・准	20分未満	1回	283円
訪問看護 I 2・准	20分以上30分未満の訪問	1回	424円
訪問看護 I 3・准	30分以上60分未満の訪問	1回	741円
訪問看護 I 4・准	60分以上90分未満の訪問	1回	1,015円

【 理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が行う訪問看護 】

訪問看護 I 5	20分	1回	294円
訪問看護 I 5・2超	1日3回以上の場合は90/100	1回	265円

【 保健師、看護師が行う介護予防訪問看護 】

予防訪問看護 I 1	20分未満	1回	303円
予防訪問看護 I 2	20分以上30分未満の訪問	1回	451円
予防訪問看護 I 3	30分以上60分未満の訪問	1回	794円
予防訪問看護 I 4	60分以上90分未満の訪問	1回	1,090円

【 准看護師が行う介護予防訪問看護 】

予防訪問看護 I 1・准	20分未満	1回	273円
予防訪問看護 I 2・准	20分以上30分未満の訪問	1回	406円
予防訪問看護 I 3・准	30分以上60分未満の訪問	1回	715円
予防訪問看護 I 4・准	60分以上90分未満の訪問	1回	981円

【 理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が行う介護予防訪問看護 】

予防訪問看護 I 5	20分	1回	284円
予防訪問看護 I 5・2超	1日3回以上の場合は50/100	1回	142円

減算について

訪問看護訪問回数超過等減算	1回	-8
予防訪問看護訪問回数超過等減算	1回	-8
予防訪問看護12月超減算1	1回	-5
予防訪問看護12月超減算2	1回	-15

1) 前年度の実績により理学療法士等の訪問回数が看護職員を上回る場合、1回8単位を所定単位数から減算します。

2) 12か月を超えて行った場合で、介護予防訪問看護費の減算を算定している場合は1回につき15単位を

さらに減算します。介護予防訪問看護費の減算を算定していない場合は1回につき5単位を所定単位数から減算します。

研真会訪問看護ステーション上の山
病状によって加算されるもの

【 要介護 】

特別管理加算Ⅰ	月1回	500円
特別管理加算Ⅱ	月1回	250円
退院時共同指導加算	原則1回 (厚生労働大臣が定める 疾病等の場合2回)	600円
初回加算	新規月に1回	Ⅰ 350円
		Ⅱ 300円
緊急時訪問看護加算Ⅱ	月1回	574円
複数名訪問看護加算	30分未満 1回	254円
	30分以上 1回	402円
長時間訪問看護加算	1回	300円
看護・介護職員連携強化加算	月1回	250円
ターミナルケア加算	死亡月につき	2,500円
早朝・夜間・深夜の訪問看護	早朝 (6:00~8:00)	25%増し
	夜間 (18:00~22:00)	25%増し
	深夜 (22:00~6:00)	50%増し

【 要支援 】

予防訪問看護特別管理加算Ⅰ	月1回	500円
予防訪問看護特別管理加算Ⅱ	月1回	250円
予防訪問看護退院時共同指導加算	原則1回 (厚生労働大臣が定める疾 病等の場合2回)	600円
予防訪問看護初回加算	新規月に1回	Ⅰ 360円
		Ⅱ 300円
予防緊急時訪問看護加算Ⅱ	月1回	574円
複数名予防訪問看護加算	30分未満 1回	254円
	30分以上 1回	402円
長時間予防訪問看護加算	1回	300円
早朝・夜間・深夜の訪問看護	早朝 (6:00~8:00)	25%増し
	夜間 (18:00~22:00)	25%増し
	深夜 (22:00~6:00)	50%増し

研真会訪問看護ステーション上の山

- ◇特別管理加算Ⅰ：厚生労働大臣が定める状態の利用者で、特別な管理を要する状態にある方に計画的な管理を行った場合。（気管カニューレ、胃瘻・カテーテル 留置等）
- ◇特別管理加算Ⅱ：厚生労働大臣が定める状態の利用者で、特別な管理を要する状態にある方に計画的な管理を行った場合。（在宅酸素、人工肛門、褥瘡、点滴静脈注射等）
- ◇退院共同指導加算：退院・退所にあたり医療機関等の主治医又は職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供した後に初回の訪問看護を行った場合。
ただし初回加算を算定する場合は算定しない。
- ◇初回加算：新規に訪問看護計画書を作成した利用者に訪問看護を行った場合。
Ⅰ：退院当日に訪問看護を行った場合。 Ⅱ：退院翌日以降に訪問看護を行った場合。
ただし退院時共同指導加算を算定する場合は算定しない。
- ◇緊急時訪問看護加算：24時間電話での相談を受けつけ、必要なら緊急時訪問も可能。
緊急訪問した場合、一月のうち2回目以後には、早朝・夜間・深夜加算を算定させていただきます。
早朝（6：00～8：00）、夜間（18：00～22：00）のご利用は25%増し。
深夜（22：00～6：00）のご利用は50%増し。
- ◇長時間訪問看護加算：特別管理加算の対象者に対して90分を超える訪問看護を行った場合。（准看護師が行う場合も同じ）
- ◇看護・介護職員連携強化加算：訪問介護事業所と連携し、訪問介護職員等が喀痰吸引等を円滑に行うために支援する場合。
- ◇ターミナルケア加算：死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを実施した場合。

その他の利用者負担額

- ◇交通費：通常の事業範囲を越えた地点から1kmごと50円の交通費をいただきます。
- ◇超過料金：特別管理加算を算定していない方で、1回の訪問看護が1時間30分を越えた場合、30分ごと2000円の超過加算をいただきます。
- ◇水道光熱費：指定訪問看護を提供するため、ご利用者様宅で使用する電気・ガス・水道等費用につきましては、ご利用者様の負担とさせていただきます。
- ◇キャンセル料：利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、キャンセル料をいただきます。利用予定日の当日利用者負担金の100%の額となります。利用予定日の前日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。
(ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。)

支払い方法

- ◇料金の支払い方法：支払い方法につきましては、現金にてお支払いの場合は翌月の末日までに上の山鎮目クリニックの受付でお支払いください。銀行引き落としにてお支払いの場合は翌月27日に引き落としされます。